

学校法人住吉学園 評議員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第37条第6項の規定に基づき、学校法人住吉学園(以下「本法人」という。)の評議員に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員には、その職務に対する報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が本法人の業務に関し、会議その他理事長の求めにより出席又は職務を遂行するために要した交通費その他の費用については、実費相当額を支給することができる。
2 前項の費用弁償の支給方法は現金支給とする。ただし本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。

(退職慰労金)

第4条

退職慰労金は支給しない。ただし退任記念品を贈ることができる。

記念品料は理事長が定めることができる。

(補則)

第5条

本規程に定めるもののほか、評議員の費用弁償に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

- 1 本規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。